

農林業施設の維持原材料支給制度について

1 支給要件及び書類提出について

(1) 主な支給要件

- 次の農林業用施設の維持工事に必要な原材料を支給します。
 - ・ 農道（農道台帳に登載された路線又は農業の用に供される道路）
 - ・ かんがい排水施設（用排水路、ため池、頭首工、揚水施設等）
 - ・ 林道（林道台帳に登載された路線又は林道を補完する作業道）
- 受益者が2戸以上ある農林業施設の工事を対象とします。
- 原材料の支給限度額は、同一地区において1事業当たり20万円を限度とします。
- 支給する原材料は、維持工事に必要な生コンクリート、コンクリート二次製品、石材等です。

(2) 提出書類

○ 岩国市農林業施設維持原材料支給申請書（様式第1号）

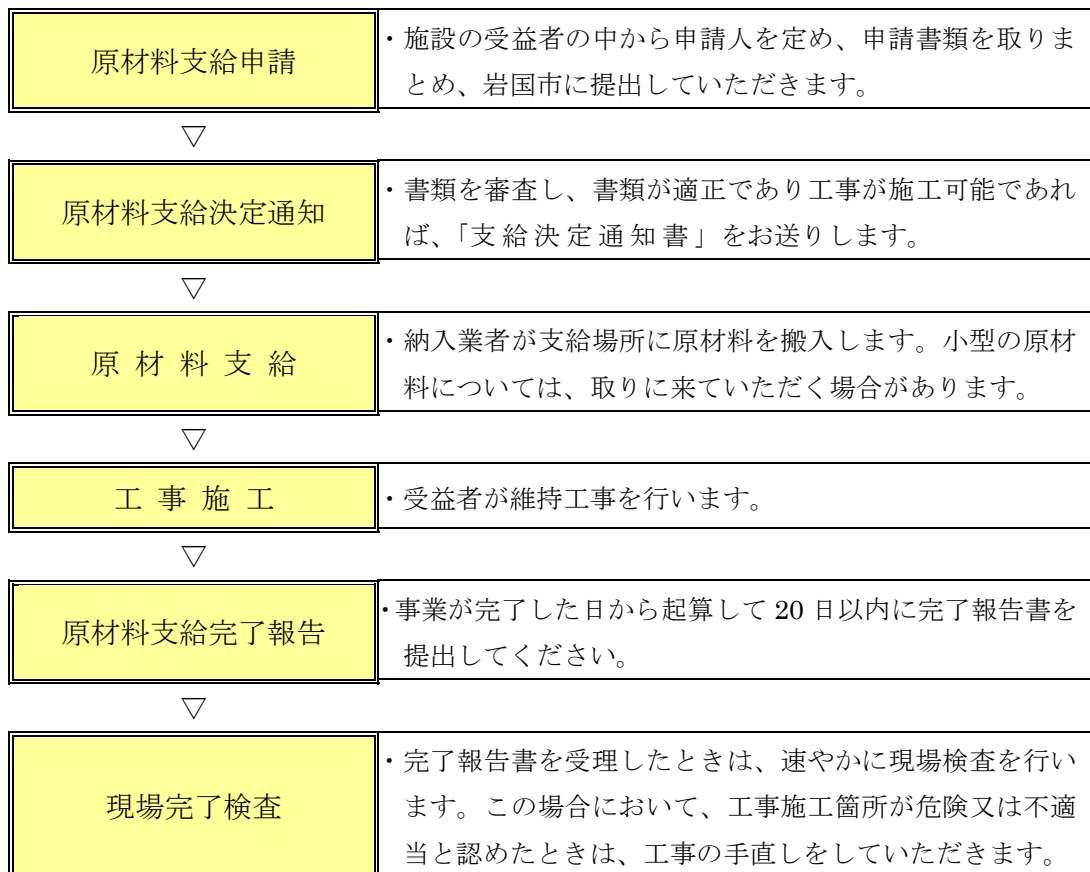
添付書類 ① 農林業施設及び原材料の支給場所を示す位置図

② 工事施工前の状況がわかる写真

○ 岩国市農林業施設維持原材料支給完了報告書（様式第3号）

添付書類 ① 工事施工後の写真（施工前の写真と対比させること。）

2 申請から支給・現場完了検査までの流れ



3 留意事項

- 支給した原材料を支給の目的以外に使用したとき又は事業を中止又は廃止したときは、原材料の全部又は一部を返還していただきます。この場合において、既に支給した原材料を使用した場合は、当該原材料に相当する金額を返還していただきます。

4 問い合わせ先

〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目 14 番 51 号 4 階

農林整備課 工務班

TEL : 0827-29-5114

FAX : 0287-24-4224